

「EPA・FTAの利用促進に関する要望」

－EPA・FTAの利便性向上の実現に向けて－

2015年3月17日

近畿2府5県29商工会議所
(大阪府) 大阪、堺、東大阪、岸和田、池田、豊中、吹田、大東
(兵庫県) 神戸、姫路、尼崎、西宮、豊岡、三木、相生
(京都府) 京都、宮津
(福井県) 福井、鯖江、武生
(滋賀県) 大津、八日市、近江八幡、守山、彦根、草津、長浜
(奈良県) 奈良
(和歌山県) 和歌山

我が国 EPA(経済連携協定)は新たに日豪 EPA を加え、14協定に拡大した。我が国初である日シンガポール EPA が発効した 2002 年以来、10 年余にわたって我が国 EPA は、その関税減免効果や通商ルールの高度化等を通じて、我が国企業の国際競争力を下支えしてきた。

グローバル経済が進展する一方、著しい少子高齢化による内需縮小の強い懸念も相俟って、大企業のみならず中小企業にあっても、成長著しいアジア新興国など海外市場に新たな販路を見出そうと懸命である。EPA・FTA(自由貿易協定)がこの目的のために有効な手段であることはこれまでの実績から明らかである。同時に、課題も明白となった。

最大の問題は、中小企業の EPA・FTA 利用が進んでいないことである。現状にあっても、EPA・FTA の利用企業数は全国で漸く 1 万社程度である。大企業では約半数が利用していると見られるが、中小企業の利用は約 6 千社余りと限定的である。理由として、EPA・FTA の認知度の低迷、利便性の低さがある。大半の中小企業が依然として EPA・FTA を「知らない」としている。さらに、「EPA・FTA は難しく使いにくい」との負の印象が、中小企業を中心に蔓延化している事実も見過できない。国際取引される物品の原産国を規定する「原産地規則」が、我が国企業にとって馴染み薄い概念であることや、原産品判定の基準となる HS コード(関税分類番号)と輸出入通関時に使用される HS コードとに世代間の相違があるなど、EPA・FTA の未利用企業のみならず、現にこの制度を利用している企業にも大きな負担となっている。換言すれば、EPA・FTA の利便性の低さが、その有効性を埋没させ、自らの普及の阻害要因となっていると言えよう。

わが国の EPA・FTA は、これまでの 2 国間中心から、TPP や RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓 FTA に代表される多国間へと大きく枠組みを拡大している。さらに、EU（欧州連合）との EPA など先進国との交渉が佳境にある。メガ FTA と呼ばれるこれら EPA・FTA が相互に関連しつつ、わが国企業の経営に多大の影響を及ぼすことが予想される。政府は、2018 年における FTA カバー率 70%以上を標榜し、2020 年には、中小企業の輸出額を 2010 年比で倍増させたいとしている。この目標実現には、中小企業による EPA・FTA の利用度を格段に向上させることが必須の要件であり、そのためにも EPA・FTA の飛躍的な利便性向上が強く望まれる。

中小企業が数多く集積し、海外との取引開始や拡大を目指す中小企業の多い関西地域では、EPA・FTA 利用企業が一堂に会し、同制度の問題点とその原因、今後の改善策を集中的に議論した。その結論に基づき、関西の商工会議所有志は、地域の中小企業が EPA・FTA 活用を通じて海外市場を確保し、今後の継続的な発展を実現することを目的として、下記の要望を行う。

記

1. EPA・FTA に関する一元的な相談窓口を早急に設置し、中小企業を主たる対象に支援体制を整備されたい。

原産地規則はじめ EPA・FTA という制度自体に、我が国中小企業の大半は依然として不案内である。EPA・FTA の利用を希望しても、どのように対処すれば良いのか分からず、一元的に相談できる窓口が存しないなどから、止む無く暗中模索のまま対応するなど大きな負担を強いられながらも、結果を出せずにいるのが現状である。こうした悪循環を断ち、中小企業でも効率よく EPA・FTA を利用できるよう、政府は以下の施策を早急に構築されたい。

(1) EPA・FTA の一元的な相談窓口を政府主導で設置されたい。

EPA・FTA の専門家を官民両分野から集結させ、同制度の利用を望む中小企業や、利用上の問題に直面する企業からの相談に総合的かつ迅速に応じられる公的窓口を速やかに開設されたい。例えば、全国自治体もしくは地元企業の輸出振興に携わる自治体の関連機関等が候補となり得えよう。

この一元的窓口では、EPA・FTA の専門家が、利用者の立場に立って親身な対応を行い、原産地規則などについても平易に解説することが期待される。同時に、本制度運用面での各種不具合を改善するため必要な働きかけを行うなど、実行力を兼ね備えた体制であることも重要である。

(2) **EPA・FTAに関する情報提供を強化されたい。**

これまでも政府は、EPA活用のためのセミナー等を国内で多数主催し、同制度に関する認知度向上に尽力している。今後は、前述の相談窓口が主体となり、日常的に寄せられる相談内容を踏まえて、EPA・FTAの先行的な企業事例の紹介など中小企業のニーズに合致した内容・方式での普及啓発活動を、政府一体で展開されたい。

具体的には、以下に諸策が有効であると考えられる。①業種別、企業規模別、EPA・FTA利用頻度別などを切り口に対象を絞り、きめの細かいセミナー等を全国で開催する、②政府サイトに「よくある質問と回答」を掲載する、③専門相談員の全国巡回相談・集中相談を実施する、④ITを駆使した相談を行う、⑤業種別のEPA・FTA利用ガイダンスを編集・配布する、などである。

(3) **EPA・FTA利用のための企業人員の育成を促進されたい。**

EPA・FTA利用促進における企業支援の一環として、同制度利用に必要な基礎知識を有する企業人員の育成が重要な命題である。人的余力に乏しい中小企業では、EPA・FTA専任要員を配置することは極めて困難である。このため、同制度に明るい人員を公的支援において育成することが、同制度の利用促進に有効である。FTA網を急速に拡大する韓国では、FTA利用に先駆けて、企業の担当者に一定時間の研修受講を条件とするなど、政府主導によるEPA・FTA人材の育成にも注力している事実注目すべきである。

2. **原産地規則の簡便化、原産地証明方式の選択肢の多様化、HSコード問題への抜本的対処等を図られたい。**

「原産地規則」は、規模の大小によらず我が国企業にとって依然として馴染み薄い概念である。特に、中小企業にとっては、その理解と習得に多大の労力を余儀なくされている。政府は、EPAごとに微妙な違いのある原産地規則の統一化を進め、透明性の高い規則へと修正することを通じて、同規則の簡便化を図られたい。

(1) **業界団体との定期的な情報交換を通じて、産業実態に即した原産地規則の簡便化を図られたい。**

原産地規則は法律であり、一旦規定されれば修正は容易ではない。一方で、産業実態は常に変化を続けるため、時間の経過とともに、原産地規則の内容と産業実態との乖離が大きくなる。実際、現行の原産地規則では明瞭に規定されていないビジネスモデルが普及するなど、グレイ・ゾーン化している事案も数多い。例えば、製造分野でのファブレス化が拡大し、製造工程の細分化が進み生産者の定義が複雑化していること、国際分業の進展に伴い多品種の部材を多様なルートで調達するために各部材の原産国管理が複雑となり、完成品の原産性立証の難易度が高まっていること、材料構成が企業機密である化学品等では、企業が機密保持と製品の原産性立証のための全材料開

示義務との間で苦慮していること、製品によっては積送基準に抵触が懸念されるサプライ・チェーンが広がりつつある、等々である。こうした産業の絶えざる変化を考慮せず、原産地規則を過度に厳格適用すれば、通商拡大への阻害要因となりかねない。

かかる不具合を払拭するため、政府は業界団体、特に中小企業会員を多く抱える団体等との情報交換を定期的に行うなど、産業の実情に合致し、中小企業にも使いやすい原産地規則に改善する仕組みを速やかに構築すべきである。同時に、企業に対して、原産地規則運用の仕組みや詳細を周知徹底することも重要である。

(2) 救済措置（僅少等）の EPA 間での相違を統一するなど簡便化されたい。

EPA では、原則として、原産性確保のための救済措置として「僅少」の概念が盛り込まれている。しかし、その設定は EPA 毎にばらつきが見られる。例えば繊維分野では、EPA 毎に輸出品の重量に対する僅少の割合が異なっているなど統一されていない。こうした不都合を排し、各産業の実情に合わせた原産地規則の平準化と必要に応じた緩和を図られたい。

(3) 我が国の全ての EPA・FTA において第三者証明方式を確保されたい。

我が国の既存の EPA・FTA では、第三者証明制度が確保され、原産地規則への対応において経験の乏しい我が国企業は、指定発給機関への申請作業を通じて同規則に係るノウハウを積み上げてきた。

日豪 EPA で自己証明方式が導入されるなど、国際取引される物品の原産性に対する貿易当事者責任はより直接的となる。今後、TPP など多国間協定が増加する中で自己証明方式の一般化が予想されるが、政府は、自己証明方式を導入する場合にあっても、第三者証明方式を確保し、利用企業が証明方式を選択できる仕組みを堅持されたい。これにより、原産地規則対応に不安を抱える企業にとっても、国内での原産性立証手続きを経て、自社に同規則対応のノウハウ蓄積が促進され、自己証明にも対応が容易となると期待される。

(4) HS コードの統一化を速やかに実現されたい。

HS コードは 5 年毎に全般的な見直しが行われ、我が国のみならず EPA・FTA 締約国にあっても HS2012 が通関実務で適用されている。その一方で、日豪 EPA を除く我が国の既存の EPA では HS2002 もしくは HS2007 にて、それぞれの原産地規則や関税の譲許表が規定されていることから、現行 HS コードとの世代間ギャップが生じており、利用企業にとっても通関当局にとっても二重・三重の HS コード管理という負担を強めている。政府は、早急に抜本的な手立てを講じられたい。

① 発効済 EPA の内容高度化を目的とする再協議において、HS コード問題を最優先課題として協議し、事態の改善を早急に図られたい。

② 我が国の全ての EPA・FTA に、日豪 EPA と同様の、原則 5 年ごとに見直される HS コードに係る自動更新的な条項を盛り込まれたい。

- (5) 我が国の全ての EPA・FTA 締約国に対し、HS コードの「事前教示」制度の導入を要求されたい。

HS コード問題が現に生じている EPA・FTA 締約国は、HS コードの「事前教示」制度を有さない国々が多いことから、こうした国々にも「事前教示」制度の導入を求めるとともに、我が国が有する「事前教示」のノウハウ等を政策支援として提供するなど、通関実務の円滑化を図られたい。

- (6) 関税の逆転現象などの不都合を排除されたい。

EPA・FTA が発効しても、譲許率が協定税率を上回る所謂「逆転現象」の発生が、同制度の利用を躊躇させた事例は数多い。日メキシコ EPA 以来懸案事項であった「逆転現象」について、日豪 EPA では明確な改善策が協定に盛り込まれたことを評価したい。同 EPA を契機として、我が国の全ての EPA・FTA に同様の取扱いを規定されたい。

このように、EPA・FTA 利用企業の期待に反するような不都合を徹底して排除し、企業が積極的に利用したいと実感できる制度を確立されたい。

3. EPA・FTA 特定原産地証明書による通関を円滑化されたい。

- (1) 我が国輸入通関における EPA・FTA 締約国発給の特定原産地証明書の有効性を確保されたい。

EPA・FTA での開発輸入など締約国原産であることを、我が国企業が輸入者として明確な根拠で立証し得る場合、締約国政府発給の特定原産地証明書の有効性を確保されたい。輸入の度に当該証明書の有効性について、我が国当局が輸入者に疑問を呈することは円滑な手続きの妨げとなり、EPA・FTA 利用における無用の障害となっている。

- (2) EPA・FTA 締約国税関の資質向上に向け、これまで以上に精力的な政府間協力を行われたい。

EPA・FTA の効率的な利用にあっては、締約国での円滑な通関も重要な課題である。税関吏の資質向上が望まれる締約国に対し、研修や情報提供などの協力をこれまで以上に拡充するなど、EPA・FTA による円滑な通関に資する政府間協力の強化を図られたい。

4. EPA・FTA に係る電子化を速やかに実現されたい。

EPA・FTA 利用ビジネスを拡大するため同制度に係る電子化を推進し、企業の利便性を高めることが重要であり、以下の施策の実施を強く求めたい。

(1) 原産地証明書を完全電子化されたい。

現下、専用紙での発給が求められる原産地証明書を完全に電子化し、第三者証明方式にあっても、発給機関の審査完了と同時に原産地証明書が輸入国税関において電子状態で確認可能とするよう改善されたい。これにより、通関実務が円滑化されるとともに、専用紙の送付に伴う時間的、経費的な負担を回避でき、原産地証明書の安全性にも資すると期待される。

同時に、日豪 EPA から採用される貿易当事者の自己申告制度にあっても、原産地証明書の電子化は、手続き上の時間短縮などのメリットをもたらし、ますますスピード化が求められる国際取引のニーズにも適応できる。

(2) EPA・FTAに係る各種データベースを構築されたい。

EPA・FTA における譲許税率の状況、輸出対象産品に係る品目別の原産地規則、当該産品及び構成部材の HS コードなど、EPA・FTA の利用に重要な内容や EPA・FTA 利用モデルなどをデータベース化し、IT を利用して一元的に情報提供するシステムを構築されたい。

この際、我が国の EPA・FTA のみならず、我が国企業が深く関与する第3国間の FTA などもデータベースの対象とし、特惠税率、利用手続きなどの詳細が確認できるよう配慮されたい。

アジアの一部国々では同種のデータベースが既に存在しており、同国企業の EPA・FTA 利用拡大に貢献していると仄聞する。我が国であっても、こうした情報提供に係る公的サービスの拡充を通じて、EPA・FTA 利用をよる我が国企業の国際競争力の強化に努められたい。

(3) 原産地証明書発給申請システムの NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）への統合と高度化を行われたい。

現行の第三者証明制度にあっては、指定発給機関開発の申請システムを利用することになるが、その開発原資は EPA・FTA 利用企業が受益者として負担する仕組みである。このため、新しい EPA が発効する度に増設が行われ、追加的な開発コストが発給手数料に影響する。同時に、システムの改修にあっても原資の問題が常に影響することなどから、システム全体として使い勝手に問題が多すぎるとの批判が後を絶たない。

日豪 EPA における自己申告制度もあり、政府出資での原産地証明書発給システムを総合的に開発するとともに、通関実務を一元化するため、NACCS と同システムを統合することが望ましい。

以上

建 議 先 等

建 議 先

- 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣特命担当大臣
副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長
- 外務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、
経済局長、アジア大洋州局長、北米局長、欧州局長、総合外交政策局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、財務官、官房長、
総括審議官、関税局長、国際局長
- 農林水産大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、
官房長、総合食料局長、経営局長
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、
経済産業政策局長、通商政策局長、貿易経済協力局長、製造産業局長、
貿易管理部長
- 中小企業庁長官、次長、参事官、企画官、事業環境部長、経営支援部長
- 総合規制改革会議
- 地元選出国會議員
- 自由民主党、公明党 ほか

(写) 送付先

- 各省在関西支局
- 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会、
日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構 等